ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ニ　看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。
ホ　夜勤については、看護師一を含む二以上の数の看護職員が行うこと。
ヘ　現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。
ト　当該病棟の入院患者の平均在院日数（保険診療に係る入院患者（短期滞在手術等基本料1及び3（入院した日から起算して5日までの期間に限る。）を算定している患者、注7本文及び注9の規定により療養病棟入院基本料1の例により算定している患者を除く。）を基礎に計算されたものに限る。(3)のハにおいて同じ。）が二十四日以内であること。
(3)　特定一般病棟入院料2の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ロ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
ハ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日以内であること。
ニ　(2)のイ、ニ及びヘを満たすものであること。
(4)　一般病棟看護必要度評価加算の施設基準
イ　特定一般病棟入院料1に係る届出を行った病棟であること。
ロ　当該加算を算定する患者について測定した一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の結果に基づき、当該病棟における当該看護必要度の評価を行っていること。
(5)　特定一般病棟入院料の注7に規定する施設基準
イ　病室を単位として行うものであること。
ロ　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を一割以上入院させる病室であること。
ハ　当該保険医療機関に在宅復帰支援を担当する者が適切に配置されていること。
ニ　当該病室を含む病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。
ホ　データ提出加算の届出を行っていること。
ヘ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行った保険医療機関であること。
ト　地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な体制を有していること。
チ　地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。
リ　当該病室において、退院患者に占める、自宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

二十　地域移行機能強化病棟入院料の施設基準等
地域移行機能強化病棟入院料の施設基準
(1)　主として精神疾患により長期に入院していた患者であって、退院に向けた集中的な支援を特に必要とするものを入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
イ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
ロ　当該病棟を有する保険医療機関において、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に専任の常勤精神科医が一名以上配置されていること。
ハ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助を行う看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
ニ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助を行う看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
ホ　当該病棟において、看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数の六割以上が看護職員、作業療法士又は精神保健福祉士であること。
ヘ　当該病棟において、看護職員、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数（当該必要数が看護職員数を上回る場合には看護職員数）の二割以上が看護師であること。
ト　当該病棟に専従の精神保健福祉士が二名以上（入院患者数が四十を超える場合は三名以上）配置されていること。
チ　精神疾患を有する患者の退院に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。
リ　当該保険医療機関において、入院患者の退院に係る支援に関する部門が設置されていること。
ヌ　長期の入院患者の当該病棟からの退院が着実に進んでおり、当該保険医療機関の精神病床の数が減少していること。
ル　精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。
(2)　重症者加算1の対象患者の状態
GAF尺度による判定が三十以下であること。
(3)　重症者加算2の対象患者の状態
GAF尺度による判定が四十以下であること。
(4)　重症者加算1の施設基準
当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関であること。

第十　短期滞在手術等基本料の施設基準等
一　通則
短期滞在手術等基本料を算定する手術等は、別表第十一に掲げるものとすること。
二　短期滞在手術等基本料1の施設基準
(1)　局所麻酔による短期滞在手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　短期滞在手術を行うにつき回復室その他適切な施設を有していること。
(3)　当該回復室における看護師の数は、常時、当該回復室の患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
三　短期滞在手術等基本料2の施設基準
(1)　全身麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔による短期滞在手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　短期滞在手術を行うにつき適切な施設を有していること。
四　短期滞在手術等基本料の注5に規定する別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬
別表第五の一の三に定めるもの

第十一　経過措置
一　看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関については、第五の四の二の(2)の規定にかかわらず、当分の間は、なお従前の例によることができる。